

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照表 (抄)

第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成九年郵政省令第九十一号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第一条、第五条 (略)</p> <p>(動定科目、接続会計財務諸表、<u>接続会計報告書及び接続会計整理手順書</u>)</p> <p>第六条 事業者は、別表第一によりその動定科目を分類し、かつ、別表第二の様式による損益計算書その他接続に係る会計の計算に関する諸表(以下「接続会計財務諸表」という。)<u>、別表第三による接続会計報告書並びにこの省令の定めるところにより接続会計財務諸表を作成する際に準拠した資産並びに費用及び収益の整理の手順を詳細に記載した書類(以下この条において「接続会計整理手順書」という。)を作成しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>接続会計財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位をもって表示することができる。</u></p> <p>第七条、第九条 (略)</p> <p>第三章 <u>接続会計報告書等の公表等</u> (<u>接続会計報告書等の公表等</u>)</p> <p>第十条 事業者は、<u>第六条第一項の接続会計報告書及び接続会計整理手順書(以下「接続会計報告書等」という。)</u>を、毎事業年度経過後四月以内に書面又は別に定める磁気ディスクにより総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 事業者は、<u>接続会計報告書等</u>の写しを、営業所(商業登記簿に登録した本店又は支店に限る。)に備え置き、<u>接続会計報告書等</u>を総務大臣に提出した日から五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>3 事業者は、<u>接続会計報告書等</u>の写しを、刊行物の発行その他の適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>4 前二項の規定にかかわらず、事業者は、総務大臣の許可を受けて、その事業上の秘密の保持の必要により<u>接続会計報告書等</u>の一部を公衆の縦覧に供しないこと又は公表しないことができる。</p> <p>第十一条、第十二条 (略)</p>	<p>第一条、第五条 (略)</p> <p>(動定科目、接続会計財務諸表<u>及び接続会計報告書</u>)</p> <p>第六条 事業者は、別表第一によりその動定科目を分類し、かつ、別表第二の様式による損益計算書その他接続に係る会計の計算に関する諸表(以下「接続会計財務諸表」という。)<u>及び別表第三による接続会計報告書</u>を作成しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第七条、第九条 (略)</p> <p>第三章 <u>接続会計報告書の公表等</u> (<u>接続会計報告書の公表等</u>)</p> <p>第十条 事業者は、<u>第六条第一項の接続会計報告書</u>を、毎事業年度経過後四月以内に書面又は別に定める磁気ディスクにより総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 事業者は、<u>接続会計報告書</u>の写しを、営業所(商業登記簿に登録した本店又は支店に限る。)に備え置き、<u>接続会計報告書</u>を総務大臣に提出した日から五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>3 事業者は、<u>接続会計報告書</u>の写しを、刊行物の発行その他の適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>4 前二項の規定にかかわらず、事業者は、総務大臣の許可を受けて、その事業上の秘密の保持の必要により<u>接続会計報告書</u>の一部を公衆の縦覧に供しないこと又は公表しないことができる。</p> <p>第十一条、第十二条 (略)</p>

改 正 案			現 行		
別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕 勘 定 科 目 表 資 産			別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕 勘 定 科 目 表 資 産		
科 目	款 (原価部門)	項	科 目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1) 有形固定資産	第一種指定設備管理部門	端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの) <u>主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)</u> 端末系伝送路 (光信号の伝送に係るもの) 主配線盤 (光信号の伝送に係るもの) <u>公衆電話設備</u> 端末系交換設備 (主として音声伝送役務の提供に用いられるもの) <u>端末系交換設備 (主として音声伝送役務の提供に用いられるものうち、加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの)</u> 端末系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの) <u>端末系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの)</u> <u>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路 (主として音声伝送</u>	1 電気通信事業固定資産 (1) 有形固定資産	第一種指定設備管理部門	端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの) 端末系伝送路 (光信号の伝送に係るもの) <u>主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)</u> 主配線盤 (光信号の伝送に係るもの) <u>主配線盤～端末系交換設備伝送路</u> 端末系交換設備 (主として音声伝送役務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの) <u>端末系交換設備間伝送路</u>

	<p><u>役務の提供に用いられるもの)</u> <u>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)</u> <u>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの)</u></p> <p>中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの) <u>中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの)</u></p> <p>信号網設備</p> <p><u>番号案内データベース及び番号案内設備</u> <u>手動交換設備</u></p> <p><u>折返し通信路設定機能に係る設備</u> <u>専用加入者線装置モジュール</u> <u>専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係る</u></p>			<p><u>群タンデム交換設備～端末系交換設備伝送路</u> <u>群タンデム交換設備</u> <u>端末系交換設備～中継系交換設備伝送路</u> <u>端末系交換設備～中継系交換設備伝送路(斜回線)</u> 中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)</p> <p><u>中継系交換設備～相互接続点伝送路(分離型閉門交換機)</u> 信号網設備 <u>呼関連データベース</u> <u>番号案内データベース</u></p> <p><u>PHS接続装置</u> <u>総合デジタル網加入者モジュール</u> <u>専用加入者線装置モジュール</u></p>
--	--	--	--	---

	<p>第一種指定設備利用部門</p> <p>支援設備（補助部門）</p>	<p><u>もの</u></p> <p>専用線ノード装置 <u>専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路</u> <u>専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路</u> <u>呼関連データベース</u></p> <p>（何） 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 機械設備 空中線設備 通信衛星設備 端末設備 <u>市内線路設備</u> <u>市外線路設備</u> 土木設備 海底線設備 建物 土地 構築物 車両及び船舶 機械及び装置 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 電力設備 <u>監視設備</u></p>		<p>第一種指定設備利用部門</p> <p>支援設備（補助部門）</p>	<p>専用線ノード装置 <u>主配線盤～専用加入者線装置モジュール伝送路</u> <u>専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路</u></p> <p><u>専用線ノード装置～相互接続点伝送路</u></p> <p>（何） 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 機械設備 空中線設備 通信衛星設備 端末設備 <u>市内線踏設備</u> <u>市外線踏設備</u> 土木設備 海底線設備 建物 土地 構築物 車両及び船舶 機械及び装置 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 電力設備 <u>総合監視設備</u></p>
--	--------------------------------------	---	--	--------------------------------------	---

	全般管理（補助部門）	試験受付設備 （何） 共通部門設備 管理部門設備
（2）無形固定資産	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上
（3） <u>投資その他の資産</u>	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上
2 繰延資産	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上

費 用
営 業 費 用

科 目	款（原価部門）	項
営業費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	（何） 契約管理 料金収納 広報・広告 役務販売 （何）
運用費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	番号案内 手動接続通話 電報運用 （何）
施設保全費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門 支援設備（補助部門）	（何）設備保守 （何）設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料 （何）設備保守 （何）設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料 電力設備 <u>監視設備</u>

	全般管理（補助部門）	試験受付設備 （何） 共通部門設備 管理部門設備
（2）無形固定資産	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上
（3） <u>投資等</u>	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上
2 繰延資産	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上

費 用
営 業 費 用

科 目	款（原価部門）	項
営業費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	（何） 契約管理 料金収納 広報・広告 役務販売 （何）
運用費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	番号案内 手動接続通話 電報運用 （何）
施設保全費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門 支援設備（補助部門）	（何）設備保守 （何）設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料 （何）設備保守 （何）設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料 電力設備 <u>総合監視</u>

		試験受付 (何)
共通費	全般管理(補助部門)	資材 研修 医療 一般共通
管理費	全般管理(補助部門)	ネットワーク関連部門 サービス関連部門 一般管理部門
試験研究費及び研究費償却	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術 インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術 ユーザー系応用技術 ユーザー系基礎技術 宅内系応用技術 純粹基礎技術
減価償却費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門 支援設備(補助部門) 全般管理(補助部門)	(何)設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 (何)設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 電力設備 監視設備 試験受付 (何) 共通部門設備

		試験受付 (何)
共通費	全般管理(補助部門)	資材 研修 医療 一般共通
管理費	全般管理(補助部門)	ネットワーク関連部門 サービス関連部門 一般管理部門
試験研究費及び試験研究費償却	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術 インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術 ユーザー系応用技術 ユーザー系基礎技術 宅内系応用技術 純粹基礎技術
減価償却費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門 支援設備(補助部門) 全般管理(補助部門)	(何)設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 (何)設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 電力設備 総合監視 試験受付 (何) 共通部門設備

		管理部門設備
固定資産除却費	減価償却に倣う	
通信設備使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何)設備使用料 (何)設備使用料
租税公課	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	国税 地方税 道路占用料 (何) 国税 地方税 道路占用料 (何)
振替網使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何)設備使用料 (何)設備使用料

収 益
営 業 収 益

科 目	款(原価部門)	項
受取網使用料	第一種指定設備管理部門	事業者の接続形態に応じた項を規定する。
振替網使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	事業者の接続形態に準じた項を規定する。 (何)設備使用料
接続装置使用料	第一種指定設備管理部門	装置の種別ごとに項を設ける。
網改造料	第一種指定設備管理部門	改造対象設備の種別ごとに項を設ける。
<u>役務収入</u>	第一種指定設備利用部門	<u>(何)</u>

		管理部門設備
固定資産除却費	減価償却に倣う	
通信設備使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何)設備使用料 (何)設備使用料
租税公課	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	国税 地方税 道路占用料 (何) 国税 地方税 道路占用料 (何)
振替網使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何)設備使用料 (何)設備使用料

収 益

科 目	款(原価部門)	項
受取網使用料	第一種指定設備管理部門	事業者の接続形態に応じた項を規定する。
振替網使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	事業者の接続形態に準じた項を規定する。 (何)設備使用料
接続装置使用料 <u>収入</u>	第一種指定設備管理部門	装置の種別ごとに項を設ける。
網改造料 <u>収入</u>	第一種指定設備管理部門	改造対象設備の種別ごとに項を設ける。
<u>音声伝送、専用、データ伝送、その他の役務及び役務外収入</u>	第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則別表第一の電気通信事業営業収益に準拠して規定する。

改 正 案	現 行
別表第二〔第6条・第8条〕	別表第二〔第6条・第8条〕
<u>接続会計財務諸表様式</u>	<u>接続会計財務諸表様式</u>
様式第1	様式第1
<u>損 益 計 算 書</u>	<u>損 益 計 算 書</u>
会計単位名 <u>第一種指定設備管理部門</u>	会計単位名 <u>第一種指定設備管理部門</u>
(単位 円)	(単位 円)
接続損益の部	接続損益の部
(1) 営業収益	(1) 営業収益
1 受取網 <u>使用料</u>	1 受取網 <u>接続料</u>
2 振替網 <u>使用料</u>	2 振替網 <u>接続料</u>
(2) 営業費用	(2) 営業費用
1 営業費用	1 営業費用
2 振替網使用料	2 振替網使用料
接続営業利益(又は接続営業損失)	接続営業利益(又は接続営業損失)
接続関連損益の部	接続関連損益の部
(1) 営業収益	(1) 営業収益
1 接続装置使用料	1 接続装置使用料 <u>収入</u>
2 網改造料	2 網改造料 <u>収入</u>
(2) 営業費用	(2) 営業費用
<u>1</u> 営業費用	<u>1</u> 営業費用
接続関連営業利益 (又は接続関連営業損失)	接続関連営業利益 (又は接続関連営業損失)
会計単位名 <u>第一種指定設備利用部門</u>	会計単位名 <u>第一種指定設備利用部門</u>
(単位 円)	(単位 円)
(1) 営業収益	(1) 営業収益
1 役務収入	<u>1</u> <u>音声伝送収入</u>
	<u>2</u> <u>専用収入</u>
	<u>3</u> <u>データ伝送収入</u>
	<u>4</u> <u>その他の役務収入</u>
	<u>5</u> <u>役務外収入</u>
	<u>6</u> <u>振替網使用料</u>
<u>2</u> 振替網使用料	
(2) 営業費用	(2) 営業費用

- 1 営業費用
 - 2 振替網使用料
- 第一種指定設備利用部門営業利益（又は第一種指定設備利用部門営業損失）

（記載上の注意）

次の事項を注記すること。

第一種指定設備管理部門「接続損益の部（1）営業収益 2 振替網使用料」に関し、認可接続約款等以外の提供分についての振替額

様式第2

使用平均資本及び資本報酬計算書

会計単位 第一種指定設備管理部門

	(単位 円)		
	期首残高	期末残高	首末平均残高
1 電気通信事業固定資産	×××	×××	×××
（再掲 第一種指定電気通信設備）	×××	×××	×××
2 <u>投資その他の資産</u>	×××	×××	×××
3 繰延資産	×××	×××	×××
4 運転資本	-	-	×××
5 過年度の料金算定に従った資本額の調整			×××
使用平均資本額			<u>×××</u>
6 営業利益			×××
7 過年度の料金算定に従った報酬額の調整			×××
資本報酬額		<u>×××</u>	
使用平均資本報酬率			<u>××%</u>
設定報酬率			<u>××%</u>

会計単位 第一種指定設備利用部門

	(単位 円)		
	期首残高	期末残高	首末平均残高
1 電気通信事業固定資産	×××	×××	×××
2 <u>投資その他の資産</u>	×××	×××	×××
3 繰延資産	×××	×××	×××
4 運転資本	-	-	×××
使用平均資本額			<u>×××</u>

- 1 営業費用
 - 2 振替網使用料
- 第一種指定設備利用部門営業利益（又は第一種指定設備利用部門営業損失）

（記載上の注意）

次の事項を注記すること。

第一種指定設備管理部門「接続損益の部（1）営業収益 2 振替網使用料」に関し、認可接続約款等以外の提供分についての振替額 （単価・総額）

様式第2

使用平均資本及び資本報酬計算書

会計単位 第一種指定設備管理部門

	(単位 円)		
	期首残高	期末残高	首末平均残高
1 電気通信事業固定資産	×××	×××	×××
（再掲第一種指定電気通信設備）	×××	×××	×××
2 <u>投資等</u>	×××	×××	×××
3 繰延資産	×××	×××	×××
4 運転資本	-	-	×××
5 過年度の料金算定に従った資本額の調整			×××
使用平均資本額			<u>×××</u>
6 営業利益			×××
7 過年度の料金算定に従った報酬額の調整			×××
資本報酬額		<u>×××</u>	
使用平均資本報酬率			<u>××%</u>
設定報酬率			<u>××%</u>

会計単位 第一種指定設備利用部門

	(単位 円)		
	期首残高	期末残高	首末平均残高
1 電気通信事業固定資産	×××	×××	×××
2 <u>投資等</u>	×××	×××	×××
3 繰延資産	×××	×××	×××
4 運転資本	-	-	×××
使用平均資本額			<u>×××</u>

営業利益

xxx

営業利益

xxx

改 正 案

(削除)

現 行

様式第 3

固定資産明細表（第一種指定電気通信設備管理部門）

（単位 円）

有形固定資産

1 第一種指定電気通信設備

設備区分	期首残高			期 中 増 減						期末残高			摘要
	取得原価	減価償却累計額	帳簿価額	増 加			減 少			取得原価	減価償却累計額	帳簿価額	
				取得原価	減価償却累計額	帳簿価額	取得原価	減価償却累計額	帳簿価額				
計													

2 指定外有形固定資産

資産の種類	期首残高			期 中 増 減						期末残高			摘要
	取得原価	減価償却累計額	帳簿価額	増 加			減 少			取得原価	減価償却累計額	帳簿価額	
				取得原価	減価償却累計額	帳簿価額	取得原価	減価償却累計額	帳簿価額				
計													

無形固定資産

資産の種類	期首残高	期 中 増 減		期末残高	摘要
		増 加	減 少		
計					

投資等

資産の種類	期首残高	期 中 増 減		期末残高	摘要
		増 加	減 少		
計					

（記載上の注意） 1 複数階梯間で共用される伝送路等の増減欄は記載を省略することができる。

2 交換設備については、摘要欄にユニット数を記載すること。

改正案

様式第3

固定資産帰属明細表

(単位 円)

	第一種指定設備管理部門計	合計
	サービス活動	
	(何)	
	指定外電気通信設備	
	第一種指定設備利用部門計	
	うち光信号中継伝送機能に係るもの	
	(何)	
	呼関連データベース	
	専用線ノード装置、専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	
	専用加入者線装置モジュール、専用線ノード装置伝送路	
	専用線ノード装置	
	うち光信号電気信号変換機能に係るもの	
	専用加入者線装置モジュール	
	折返し通信路設定機能に係る設備	
	手動交換設備	
	番号案内データベース及び番号案内設備	
	信号網設備	
	うちルーティング伝送機能に係るもの	
	中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	
	中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	
	うちルーティング伝送機能に係るもの	
端末系交換設備、端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)		
端末系交換設備、端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)		
うちルーティング伝送機能に係るもの		
端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)		
うち加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの		
端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)		
公衆電話設備		
主配線盤(光信号の伝送に係るもの)		
端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)		
主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)		
端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)		

		正味価額																					
		取得価額																					
	監視設備	減価償却累計額																					
		正味価額																					
	(何)	取得価額																					
		減価償却累計額																					
		正味価額																					
	空中線設備	取得価額																					
		減価償却累計額																					
		正味価額																					
	通信衛星設備	取得価額																					
		減価償却累計額																					
		正味価額																					
	端末設備	取得価額																					
		減価償却累計額																					
		正味価額																					
線路設備	市内線路設備	取得価額																					
		減価償却累計額																					
		正味価額																					
	市外線路設備	取得価額																					
		減価償却累計額																					
		正味価額																					
		取得価額																					

3 第8条第2項に規定する基準は、原則として次のとおりとする。

支援設備	
電力設備	仕様電力値比
試験受付	故障件数比
監視設備	監視対応件数比
全般管理	
共通	
資材（販売用のものを除く。）	
保管、荷役、輸配送	当年度取得固定資産価額比
資材共通	当年度取得固定資産価額比
<u>研修（サービス関連のものを除く。）</u>	
設備	関連部門の稼働人員数比
共通	稼働人員数比
<u>医療（職員の健康管理に関するもの）</u>	稼働人員数比
一般共通	
<u>経理（仕訳レコード数により設備関連のものを抽出）</u>	支出額比
総務、厚生、人事等	支出額比
<u>管理（サービス関連部門を除く。）</u>	
ネットワーク関連	取得固定資産価額比
<u>一般管理（電気通信設備の管理運営に関連するもの）</u>	支出額比

4 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

様式第 5

設 備 区 分 別 費 用 明 細 表

(単位 円)

	第一種指定設備管理部門																		第一種指定設備利用部門																		
	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)	支配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	支配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	群タンDEM交換設備	群タンDEM交換設備	群タンDEM交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	群タンDEM交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	端末系交換設備	中継系交換設備(斜回線)	中継系交換設備	中継系交換設備(相互接続点伝送路(分離型閉門交換機))	中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	信号網設備	呼関連データベース	番号案内データベース	P H S 接続装置	総合デジタル網加入者モジュール	専用加入者線装置モジュール	専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール	専用線ノード装置、相互接続点伝送路	(何)	指定外県内伝送路	県間伝送路	端末設備	機械設備	(何)	サービス活動			
設備区分直接の減価償却費																																					
設備区分直接の固定資産除却費																																					

	設備の占有面積比（設備収容関連）
	稼働人員数比（設備収容関連以外）
器具備品	
減価償却費、固定資産除却費、施設保全費	稼働人員数比
通信設備使用料	該当する 設備区分費
租税公課	正味固定資産額比
2 試験研究費については、次の基準により第一種指定設備管理部門及び第一種指定設備利用部門において物理的に管理可能な資産の区分に帰属させる。	
インフラ系応用技術（通信用建物）	占有面積比
インフラ系応用技術（通信用電力）	使用 電力値比
インフラ系応用技術（電気通信設備）	設備区分の当年度取得固定資産価額比
インフラ系基礎技術	設備の当年度取得固定資産価額比
3 第8条第2項に規定する基準は、原則として次のとおりとする。	
支援設備	
電力設備	使用 電力値比
試験受付	故障件数比
総合監視	監視対応件数比
全般管理	
共通	
資材（販売用のものを除く。）	
保管、荷役、輸配送	当年度取得固定資産価額比
資材共通	当年度取得固定資産価額比
研修（サービス関連のものを除く。）	
設備	関連部門の稼働人員数比
共通	稼働人員数比
医療（職員の健康管理に関するもの）	稼働人員数比
一般共通	
経理（仕訳レコード数により設備関連のものを抽出）	支出額比
総務、構成、人事等	支出額比
管理（サービス関連部門を除く。）	
ネットワーク関連	取得固定資産価額比
一般管理（電気通信設備の管理運営に関連するもの）	支出額比

改 正 案	現 行
別表第三〔第6条・第10条〕	別表第三〔第6条・第10条〕
<u>接 続 会 計 報 告 書</u> (電気通信事業法第33条第13項に基づく報告書) 事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日	<u>接 続 会 計 報 告 書</u> (電気通信事業法第33条第13項に基づく報告書) 事業年度 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
総務大臣 殿 <div style="text-align: right;"> 年 月 日 提出 <u>会社名</u> 代表者の役職氏名 印 (代表者が氏名を自筆で記入した ときは、押印を省略できる。) </div>	総務大臣 殿 <div style="text-align: right;"> 平成 年 月 日 提出 <u>会社名</u> 代表者の役職氏名 印 (代表者が氏名を自筆で記入した ときは、押印を省略できる。) </div>
本店の所在の場所 電話番号 連絡者 <u>接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所</u> <u>名 称 所在地</u>	本店の所在の場所 電話番号 連絡者 <u>接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所</u> <u>名 称 所在地</u>
第一部 概要紹介 1 報告書の目的 2 根拠法令等 3 会計処理の基準 (1) 電気通信事業会計規則に基づく会計(財務会計)との関連 (2) 費用、収益及び資産の帰属 (3) その他(接続料原価算定上の重要な変更措置等) 4 接続会計財務諸表の構成 (1) 損益計算書 (2) 使用平均資本及び資本報酬計算書 (3) 固定資産帰属明細表 <u>(4) 設備区分別費用明細表</u> 5 計算結果証明報告の紹介 6 <u>第3条ただし書</u> 及び第10条第4項の許可事項	第一部 概要紹介 1 報告書の目的 2 根拠法令等 3 会計処理の基準 (1) 電気通信事業会計規則に基づく会計(財務会計)との関連 (2) 費用、収益及び資産の帰属 (3) その他(接続料原価算定上の重要な変更措置等) 4 接続会計財務諸表の構成 (1) 損益計算書 (2) 使用平均資本及び資本報酬計算書 (3) 固定資産帰属明細表 <u>(4) 固定資産明細表</u> <u>(5) 設備区分別費用明細表</u> 5 計算結果証明報告の紹介 6 <u>第3条但書</u> 及び第10条第4項の許可事項
第二部 計算結果証明報告 1 責任範囲 2 証明の基準	第二部 計算結果証明報告 1 責任範囲 2 証明の基準

<p>3 計算結果証明</p> <p>第三部 継続会計財務諸表（別表第二の様式による）</p> <p>1 損益計算書</p> <p>(1) 第一種指定設備管理部門</p> <p>(2) 第一種指定設備利用部門</p> <p>2 使用平均資本及び資本報酬計算書</p> <p>(1) 第一種指定設備管理部門</p> <p>(2) 第一種指定設備利用部門</p> <p><u>3</u> 固定資産帰属明細表</p> <p><u>4</u> 設備区分別費用明細表</p> <p>第四部 参考情報</p> <p>1 階梯別・用途別回線設定の状況</p> <p>2 <u>継続会計整理手順書</u>の紹介及び入手方法</p> <p>3 継続料原価算定上の重要な変更に伴う影響額</p> <p>4 特に重要な費用帰属基準の説明</p> <p>5 会計単位の定義</p> <p>6 用語解説</p> <p>7 その他</p>	<p>3 計算結果証明</p> <p>第三部 継続会計財務諸表（別表第二の様式による）</p> <p>1 損益計算書</p> <p>(1) 第一種指定設備管理部門</p> <p>(2) 第一種指定設備利用部門</p> <p>2 使用平均資本及び資本報酬計算書</p> <p>(1) 第一種指定設備管理部門</p> <p>(2) 第一種指定設備利用部門</p> <p><u>3</u> <u>固定資産明細表（第一種指定設備管理部門）</u></p> <p><u>4</u> 固定資産帰属明細表</p> <p><u>5</u> 設備区分別費用明細表</p> <p>第四部 参考情報</p> <p>1 階梯別・用途別回線設定の状況</p> <p>2 <u>会計処理手順書</u>の紹介及び入手方法</p> <p>3 継続料原価算定上の重要な変更に伴う影響額</p> <p>4 特に重要な費用帰属基準の説明</p> <p>5 会計単位の定義</p> <p>6 用語解説</p> <p>7 その他</p>
---	---

附 記

(総行指目)

1 125頁を公報に添付する

(総括指目)

- 2 平成 21年12月21日以前終了の事業年度に係る財務諸表は、継続会計報告書として125頁を公報に添付する。また、平成 21年12月21日以後の継続会計報告書は、継続会計報告書として125頁を公報に添付する。
- 3 平成 21年12月21日以前終了の事業年度に係る125頁を公報に添付する。また、平成 21年12月21日以後の継続会計報告書は、継続会計報告書として125頁を公報に添付する。